

前橋市建築行政マネジメント計画
(第3次)



MAEBASHI SDGs

令和4年10月

前橋市

■目 次

■はじめに

1. 建築行政マネジメント計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 計画の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 「前橋市建築行政マネジメント計画」の位置付け・・・・・・・・	3

■第1 前橋市の建築物を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

■第2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- A. 適正・円滑な建築確認・検査
- B. 既存建築物の適正な維持管理
- C. 迅速・適確な事故対応及び消費者への情報提供

■第3 目標実現のための施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

目標1：建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保・・・・・・・・	10
目標2：違反建築物対策等の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・	12
目標3：指定確認検査機関・建築士事務所等への指導等の徹底・・・・・・・・	12
目標4：既存建築物の適切な維持管理を通じた安全性の確保・・・・・・・・	13
目標5：事故・災害時の迅速かつ適確な対応・・・・・・・・	15
目標6：執行業務体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	15
目標7：消費者への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・	16

■第4 達成目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

■第5 計画のフォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- 1. フォローアップの概要
- 2. フォローアップの流れ

■参考

1. 偽装事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2. 事件・事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
3. 建物火災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4. 大地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5. 違反建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
7. 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

■ はじめに

1. 建築行政マネジメント計画策定の目的

建築物は、人々の生活や社会経済活動の基盤であると共に、市街地を構成する主要な要素であり、その安全性を確保することは、市民の生命、財産、健康の保護を図るとともに、災害に強く安全で快適な都市をつくる上で極めて重要である。

平成10年の建築基準法の改正により、建築確認検査業務が指定確認検査機関*に開放され、特定行政庁*に求められる役割が従来と異なってきており、建築行政を取りまく環境は大きく変化してきたところである。

このような中で、官民の役割分担を明確化し、建築物の安全性を確保するため、平成11年度に「前橋市建築物安全安心計画*」、平成22年度に「前橋市建築行政マネジメント計画」、平成27年度に「前橋市建築行政マネジメント計画（第2次）」を策定し、これらの計画に基づく各種施策を推進し、完了検査受検率や建築パトロール回数の向上など一定の成果を挙げてきた。

平成30年以降、共同住宅における工事監理の不徹底等による違反事案が発覚したほか、空き家が増加傾向にある中で、建築基準法の一部が改正され、住宅をそれ以外の用途に変更して活用することが求められるようになり、建築行政においても、安全性の確保と既存建築ストックの有効活用を両立しつつ、建築規制を合理化していく必要がある。

また、木材を建築材料として活用することで循環型社会の形成や、地域経済の活性化に貢献することが期待されている。

さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会状況の変化や、デジタル化の急速な進展などに伴う新たな課題にも迅速かつ柔軟に対応していくことが求められている。

このような社会的な状況の変化を踏まえ、計画の取組状況を把握・検証し、デジタル化の進展や新たな課題に対応するとともに、関係機関・関係団体等との連携により建築物の安全性確保の取り組みを持続、発展させるため「前橋市建築行政マネジメント計画（第3次）」を策定する。

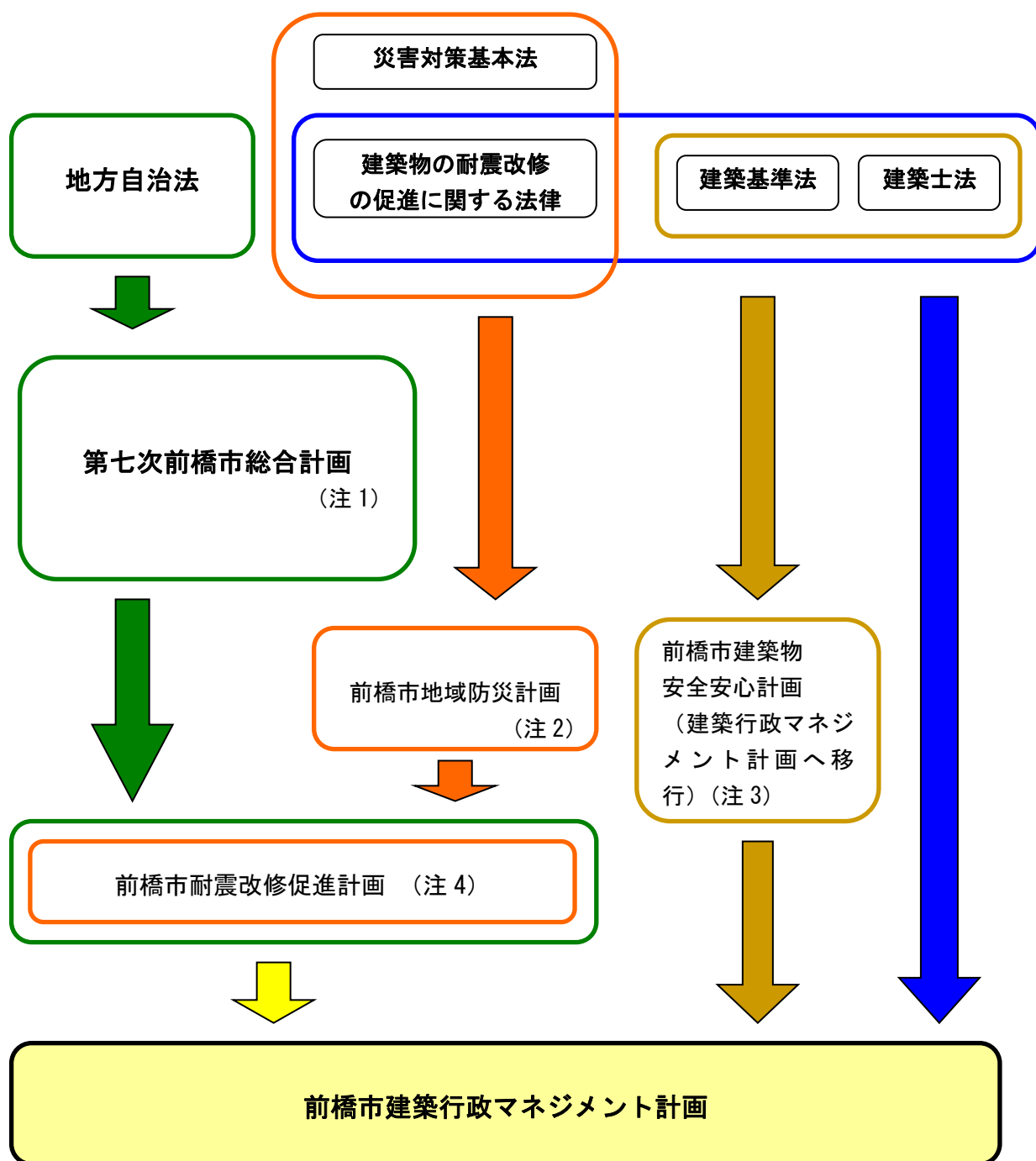
2. 第三次計画の実施期間

令和4年度から令和8年度まで

3. 計画の進行管理

年度ごとに取組みの成果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、適宜改善を図るものとする。

4. 「前橋市建築行政マネジメント計画」の位置付け



注1 前橋市の都市づくりを行うためのよりどころとなる計画（前橋市策定）

注2 前橋市における各種災害に係る予防、災害応急対策及び災害復旧を実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とした計画（前橋市策定）

注3 平成10年の建築基準法の改正の趣旨及び新制度に関する周知・啓発を行うとともに違反建築物^{*}に対する対策を充実させるため、目標を設定した上で各団体等の役割を示した計画（平成11年度から平成16年度まで実施。建築指導課策定）

注4 市内の建築物の耐震化の促進を図るため、10年間（第1期平成18から27年度、第2期平成29から令和2年度、第3期令和4年度から7年度）の目標や取組みを定めた計画（建築指導課策定）

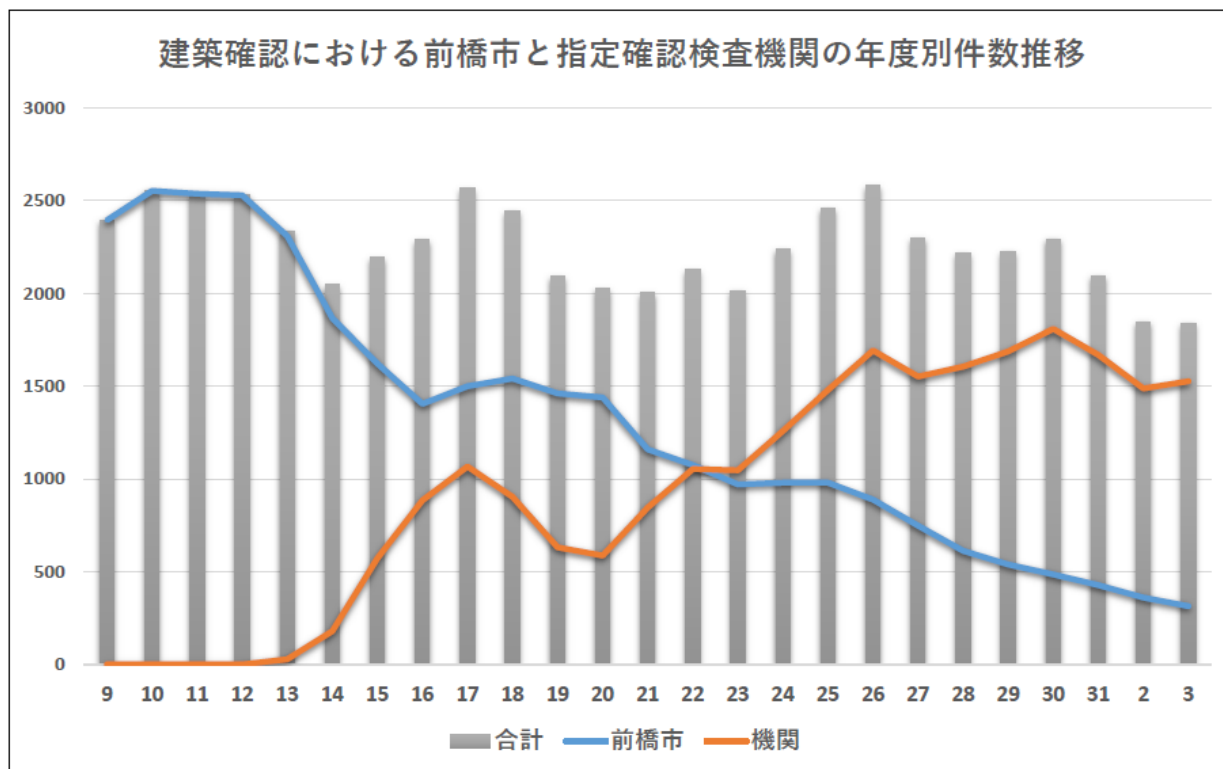
■第1 前橋市の建築物を取り巻く状況

(1) 建築確認

近年、前橋市内の建築確認の件数は、年間2千件程度で推移している。平成11年に建築確認審査や検査が民間の指定確認検査機関に開放（前橋市では平成13年10月1日から財団法人群馬県建設技術センターが業務を開始）されて以降、民間指定確認検査機関による建築確認の割合は年々増加し、近年ではその割合が80%程度となっており、建築行政の実効性の確保に向けた指定確認検査機関との連携体制の確立や市職員の技術力の維持や向上が課題となっている。

また、平成19年6月に導入された構造計算適合性判定*と確認審査の厳格化によって、確認審査に多くの時間を要することとなり、県内特定行政庁は県内指定確認検査機関と連携し、「群馬県建築行政会議*」を通じて、確認審査の円滑化に取り組んでいる。

平成27年6月1日から構造計算適合性判定が建築確認の審査から独立し、並行審査が行いやすくなったことから、指定構造計算適合性判定機関と連携し、確認審査の円滑化を図っている。

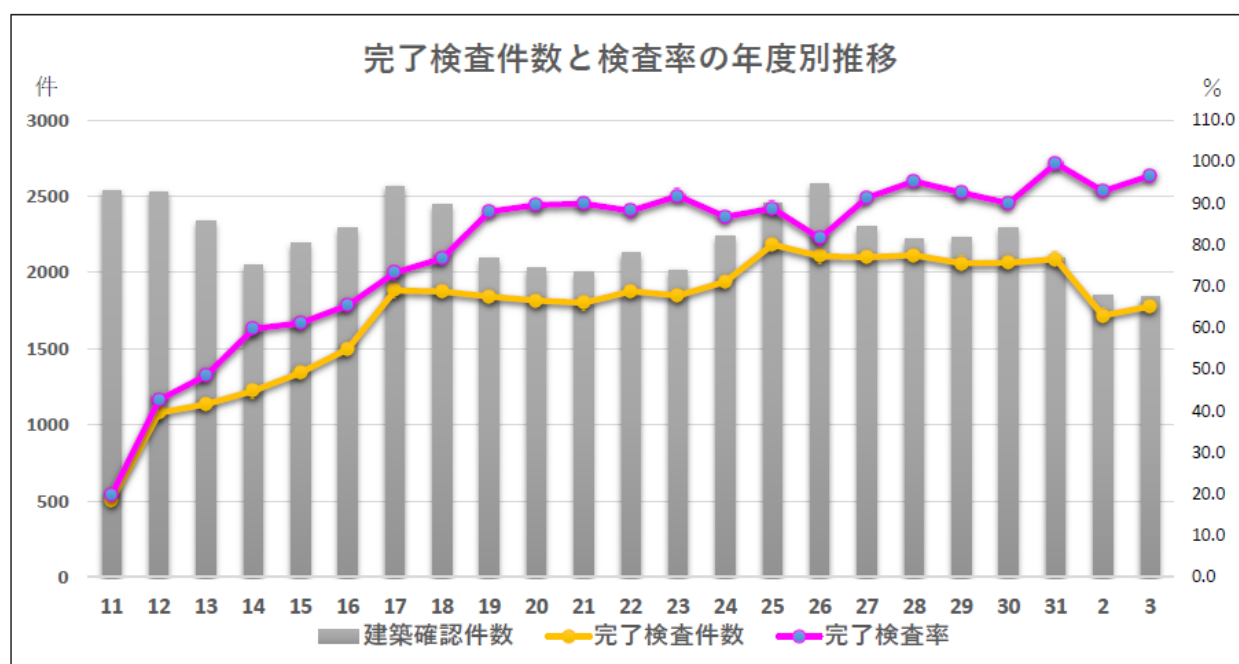


前橋市では平成13年度から民間（指定確認検査機関）申請開始

(2) 完了検査

完了検査*については、平成11年度の「前橋市建築物安全安心計画」以後の取り組みの成果として受検率は向上しており、平成23年度の「前橋市建築行政マネジメント計画」、平成27年度の「前橋市建築行政マネジメント計画（第二期）」以後も継続して取り組み、ここ数年95%程度で推移している。引き続き、確実な受検に向けた取組を実施していく必要がある。

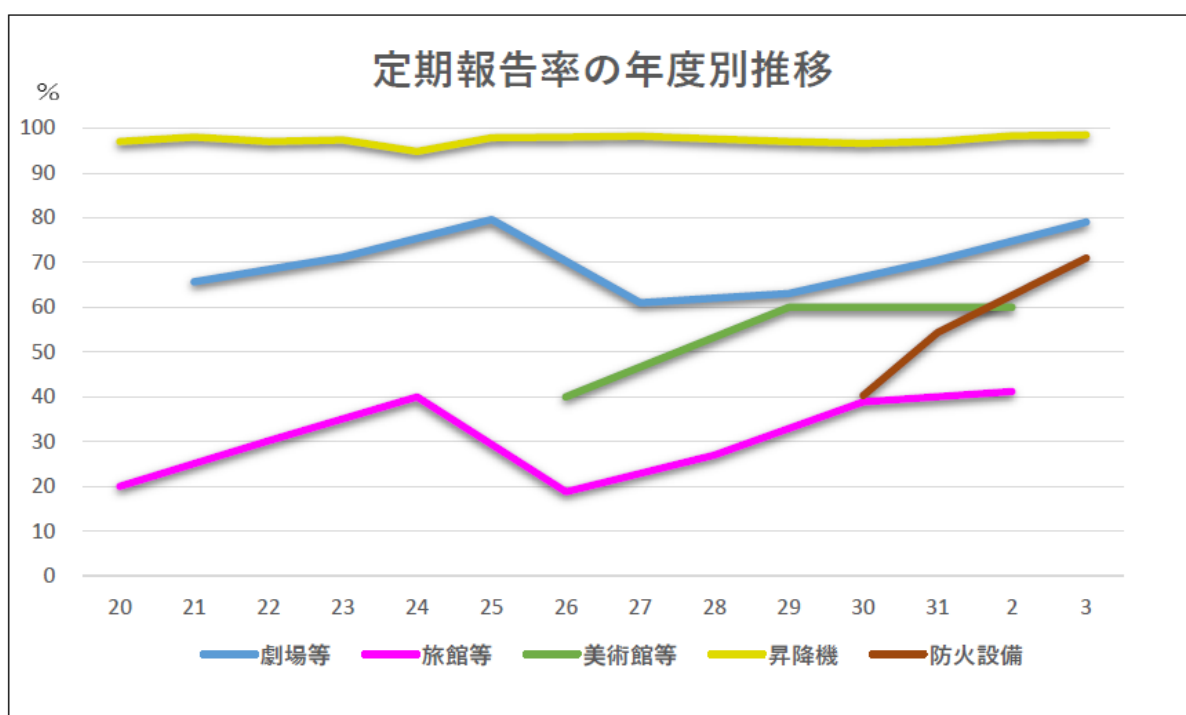
完了検査率については「当該年度における完了検査済証交付件数」を「当該年度における確認件数」で除することとしているため、100%を超過する結果となり、検討を要することとなった。



(3) 定期報告の状況（建築基準法第 12 条関係）

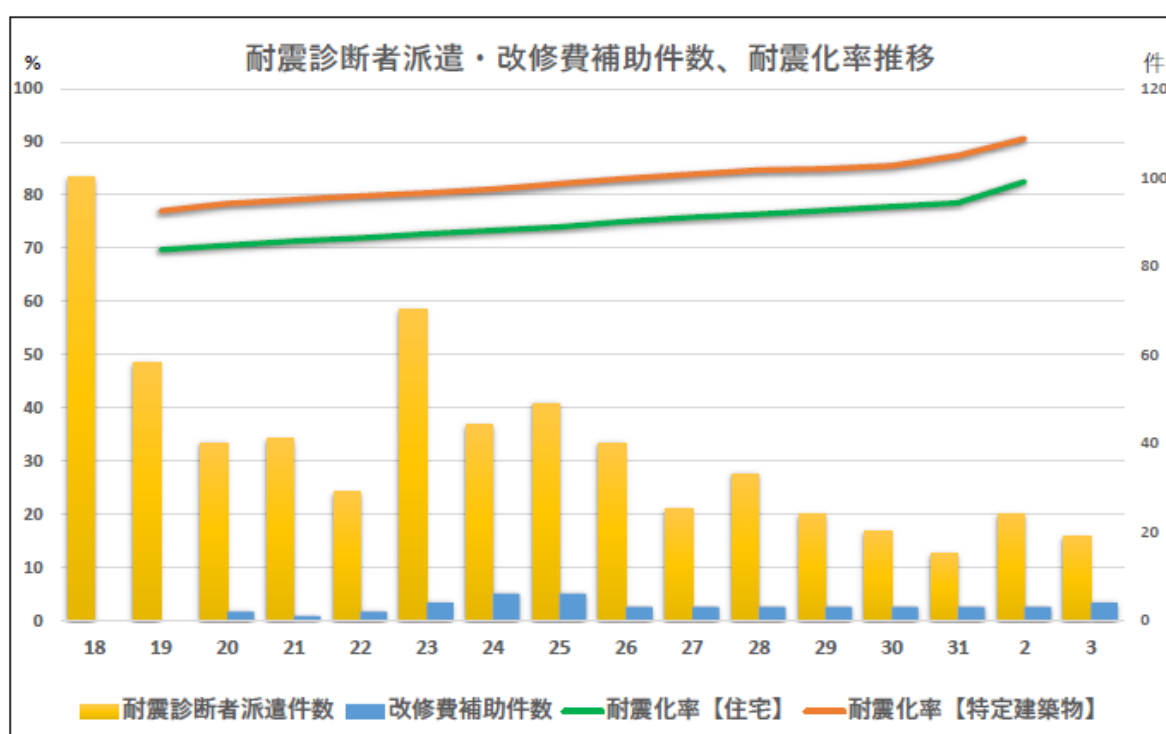
定期報告*の報告率についても、平成 11 年度の「前橋市建築物安全安心計画」以後の取り組みの成果として報告率は向上しており、平成 23 年度の「前橋市建築行政マネジメント計画」、平成 27 年度の「前橋市建築行政マネジメント計画（第二期）」以後も継続して取り組み、全体の報告率は向上している。しかし、ホテル・旅館については、報告率が 50% に到達していない。

平成 28 年 6 月施行の法改正により、防火設備についても定期報告が義務付けられ、前橋市においても平成 30 年から報告を求めている。令和 2 年 6 月からは建築物の定期報告と同時期に提出できることとし、報告時の負担軽減を図っている。



(4) 建築物の耐震診断・改修*の状況

平成20年1月に第1期前橋市耐震改修促進計画を策定し、住宅・特定建築物*の耐震化率の向上を図るため、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修費補助事業を行っている。その後、平成29年2月に第2期、令和4年3月に第3期前橋市耐震改修促進計画を策定し、地震による建築物の被害軽減に向けて耐震化の促進に取り組み、市民の命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進している。令和2年からは耐震診断後、耐震性が不足する場合には診断者が調査結果を基に訪問相談を行う木造住宅耐震改修訪問相談事業、及び国道17号や50号等の沿道建築物の耐震診断費補助制度も実施している。現状では、旧耐震基準の建築物の除却や建替等による耐震化は進んでいるが、本事業を利用した既存建築物の耐震化は停滞している状況である。



(5) 事件・事故

ア 違反建築物

- a 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に関する建築基準法の用途規制の適合状況に関する実態調査について国土交通省より調査依頼があり、市内全域にわたり同調査を実施したところ、多数の違反工場の存在が判明した。
- b 平成30年4月以降、共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案が相次いで発覚し、是正指導を継続的に行うとともに、同様な違反建築物の発生を防止するために、中間検査※、完了検査の受検及び工事監理の徹底などについて周知した。

イ 事故防止啓発

- a 国内で発生した事件・事故のたびに国土交通省の指示に基づいた「窓ガラスの地震対策」、「外壁タイル落下」、「天井落下」、「カラオケボックス」、「広告板の落下」、「エレベーター」、「エスカレーター」、「遊戯施設」等々の状況調査や事故防止啓発を行い、事故の未然防止に努めている。
- b 平成30年6月18日に発生した大阪北部地震では倒壊した塀の下敷きになって死傷する事故が起きた。倒壊した塀は道路を塞ぎ、避難や救助、消火活動を妨げる場合もある。ブロック塀の安全性を点検して、災害に備えるよう広く注意喚起を実施した。

ウ 不適切な建材等を使用した建築物

本来必要な耐火性能を有していない建材、樹脂サッシの存在について、国土交通省から公表され、本市においても該当建材を使用した建物の存在が判明し、改修等により是正が行われている。

■第2 計画の基本目標

本計画では、建築物のライフサイクル（設計・建設～維持保全～解体まで）を通して建築物等の安全性を確保するため、次のとおり7つの基本目標を定め、建築行政手続のデジタル化を推進し、行政運営の効率化と市民サービスの向上を図る。

A. 適正・円滑な建築確認・検査

目標1：建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

- ・迅速かつ適確な確認審査及び完了検査等の徹底を図り、建築規制の実効性を確保する。
- ・建築確認申請及び完了検査申請の電子化を推進し、オンライン申請などのサービス向上を図る。

目標2：違反建築物対策等の推進

- ・違反建築物による事故発生を防止するため、違反建築物の早期発見・是正に努める。
- ・違反建築物の是正指導にデジタル技術の活用を検討する。

目標3：指定確認検査機関・建築士事務所等への指導等の推進

- ・適確な確認審査、検査及び適切な設計、工事監理等のため建築士等の指導を徹底する。
- ・建築士等の指導にデジタル技術の活用を検討する。

B. 既存建築物の適正な維持管理

目標4：既存建築物の適切な維持管理を通じた安全性の確保

- ・定期報告の徹底、耐震改修等の促進により既存建築物の安全性の確保を促進する。
- ・特定建築物の定期報告状況等の公表について検討する。
- ・定期報告の電子化とオンライン申請について検討、推進する。

C. 迅速・適確な事故対応及び消費者等への情報提供等

目標5：事故・災害時の迅速かつ適確な対応

- ・事故、災害時に迅速かつ適確に対応するため、関係機関との連携体制強化を図る。
- ・応急危険度判定における行政側の実施体制等の整備を促進する。

目標6：執行业務体制の整備

- ・建築基準適合判定資格者の確保、データベースの整備など適確な建築行政の推進を図る。
- ・多岐に渡る建築確認申請に必要な情報調査のワンストップ化の推進を図る。
- ・記載事項証明、建築計画概要書の閲覧等にデジタル技術の活用を検討する。

目標7：消費者への情報提供

- ・ホームページの充実、窓口相談の実施により消費者への適切な情報提供を行う。
- ・窓口相談を円滑に進めるため、予約制としてオンラインでの窓口予約システムの導入を推進する。

■第3 目標実現のための施策

A. 適正・円滑な建築確認・検査

目標1：建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

確認審査等の指針*に基づき、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。また、群馬県建築行政会議において、建築基準法や関係法令の統一的な解釈、運用や円滑化に取り組む。的確な確認審査に資するよう、必要に応じて現地調査等、現地情報の収集を行う。確認審査の円滑な実施のため、職員の能力を確保し、安定的な審査体制を構築する。

実施する施策	連携機関・団体
・建築確認手続の迅速化・円滑化を図るため、確認審査等の指針に基づく取組みの推進	群馬県 県内特定行政庁 指定確認検査機関 指定構造計算適合性判定機関 建築士団体 建設業団体
・建築基準法や関係法令の解釈・運用について、群馬県建築行政会議での調整及びホームページ等における周知	
・指定構造計算適合性判定機関との連携による確認審査と構造計算適合性判定の円滑化及び適判制度の見直しに係る対象建築物と手続き変更の周知	
・確認申請をオンラインでの申請を可能とし、確認審査等においても、電子化を推進	

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築基準法では、特定行政庁又は指定確認検査機関による中間検査及び完了検査を建築主に義務づけ、建築物の法適合性を確保している。

これらの検査は、建築物の安全性を確保するために基本となるものである。全ての建築主が完了検査を受検することを目指し、指定確認検査機関・関係団体等と一体となって、受検促進の取組みを行う。

建築確認済証の交付時に、中間検査・完了検査の必要性を示すチラシ等を配布し、普及啓発を図る。定期的な工事現場のパトロールの実施、チラシの配布等により、工事監理者等に対して中間・完了検査受検及び工事監理者*の立会を徹底させる。また、検査時に工事監理状況の確認を行う。

特定工程終了・工事完了の予定日前に検査受検を促すとともに、工事完了予定日を過ぎて検査申請のない建築主や工事監理者に対し督促を行う。（平成30年から実施）

また、指定確認検査機関が建築確認したものについては、当該機関から建築主や工事監理者へ働きかけるよう各機関に依頼するなど、指定確認検査機関と連携して検査受検の促進を図る。（新規）

適法な建築物の供給を行っている事業者の業務意欲を喚起し、より安全安心な市街地形成のため、適正な取組みを行っている事業者をホームページで公開し、市民自らが適切に建築設計事務所の選択を促す。（令和2年から実施）

建築確認申請副本返却時等に検査時に目視での確認が不可能となる部分について、施工状況写真の提示を求める旨を周知し、検査時に工事監理者、工事施工者等に施工状況写真の提示を求め、確認申請図面どおりに施工されていることを確認する。（新規）

群馬県とも連携し、ICT 技術等を活用して、適正かつ効率的に中間検査・完了検査を行うことができる新たな手法について検討を進めていく。（新規）

実施する施策	連携機関・団体
・建築確認済証交付時に検査受検案内等を掲載したチラシを配布 （検査制度や中間検査合格証・検査済証の重要性を周知する）	指定確認検査機関 建築士団体 建設業団体
・中間、完了検査時における工事監理者の立会*の徹底	
・工事完了予定日を過ぎて検査申請のない建築主や工事監理者に対し電話にて催促	
・建築確認申請に伴う完了検査合格率と事業者名の公表	

（３）工事監理業務の適性化とその徹底

工事監理制度は、設計図書のとおりにより工事が実施されているかを、建築士である工事監理者が専門的知見から判断・確認し、必要に応じて施工者への指示や建築主への報告を行うものであり、違反建築物対策の根幹となるものである。

しかし、構造計算書偽装問題を契機に法改正が行われたにも関わらず、工事監理の必要性についての建築主・建築士の認知度が低く、工事監理制度が適切に機能していないケースが見受けられる。

こうしたことから、適正な工事監理が行われるよう、工事監理者と建築主の双方に対して、工事監理制度の普及啓発を図る。

実施する施策	連携機関・団体
・建築確認申請書への工事監理者の記載の徹底	指定確認検査機関 建築士団体 建設業団体
・建築確認済証交付時に工事監理者が決定していない物件に係る決定届出*督促の徹底	
・建築基準法第 12 条第 5 項に基づく工事監理状況報告書の提出の徹底	
・データベースを活用した工事監理者の適確性の確認	

目標 2：違反建築物対策等の推進

(1) 違反建築物対策の推進

違反建築物を防止するため、中間・完了検査の確実な実施を図るとともに、違反建築物を早期に発見するための現場パトロールの体制整備を行う。

また、工事段階におけるパトロールとともに、完成後の改修等により違反状態となっている既存建築物に対して、警察・消防等の関係機関と連携して、是正に努める。

さらに、建築士・建築士事務所の閲覧制度等の周知により、消費者自らが良質な建築士や建築士事務所を選択できるようにする。

実施する施策	連携機関・団体
・ 全県一斉の違反パトロールへの参加	県内特定行政庁 指定確認検査機関 消防機関 警察機関 市保健所 建築士団体 建設業団体 公共公益設備関係 企業及び団体
・ 計画的な違反パトロールの実施	
・ 違反建築物の継続的な監視及び是正指導の実施	
・ 警察、消防、保健所等の関係機関との情報共有や合同立入検査等における連携体制の確保	

(2) 違法設置昇降機*の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置昇降機については、労働基準監督署等との連携を図り、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。

実施する施策	連携機関・団体
・ 違法設置昇降機に関する情報収集、労働基準監督署との連携	労働基準監督署 昇降機関係団体
・ 情報等に基づく計画的な立入検査の実施	
・ 違法設置昇降機の継続的な監視及び是正指導	

目標 3：指定確認検査機関・建築士事務所等への指導等の推進

(1) 指定確認検査機関等への指導等の推進

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、監督権限のある群馬県に協力する。

実施する施策	連携機関・団体
・ 指定確認検査機関等への立入検査の協力	群馬県 指定確認検査機関 指定構造適合性判定機関
・ 国、県が実施する指定確認検査機関の情報収集への協力	

(2) 建築士、建築士事務所への指導等の推進

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対し監督権限のある群馬県に協力する。

実施する施策	連携機関・団体
・ 県が実施する建築士事務所立入指導への協力	群馬県 建築士団体
・ 確認申請窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知徹底	
・ 建築士向けの講習会	

B. 既存建築物の適正な維持管理

目標 4：既存建築物の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による安全性の確保

建築物等の適正な維持管理を推進するため、指定確認検査機関や消防等の関係機関や関係団体等と連携して、定期報告制度の適確な運用を図るとともに、平成26年法改正による定期報告の対象建築物、防火設備検査等の周知を図る。

対象となる建築物の全ての所有者等が定期報告を行うことを目指し、定期報告の電子化とオンラインでの受付を検討・推進する。また、不特定多数の者が利用する建築物で、防火安全対策の重要性が高いものから、定期調査・報告の促進に重点的に取り組む。

実施する施策	連携機関・団体
・ 建築物の所有者等に対するパンフレットの配布による定期報告制度の周知	指定確認検査機関 消防機関 建築士団体 市保健所
・ 建築確認時に定期報告の該当を周知	
・ 定期報告対象建築物等を把握するための台帳の整備	
・ 定期報告未提出建築物等の所有者等への督促の徹底	
・ 定期報告未提出建築物等の計画的な立入検査の実施	
・ 防火設備検査の周知徹底	
・ 定期報告により安全性の確保が不十分と判断される建築物等に対する是正指導の実施	
・ オンラインによる定期報告の受付について検討・推進	

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

前橋市耐震改修促進計画を改定するとともに、計画に基づき新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進し、基準に満たない建築物の耐震改修を促進する。

また、平成18年度に創設した「木造住宅耐震診断者派遣事業」及び平成20年度に創設した「木造住宅耐震改修費補助事業」の利用を推進する。

実施する施策	連携機関・団体
・ 耐震診断・改修の促進に向けた助成制度の普及	建築士団体 建設業団体
・ 耐震改修促進計画の改定及び耐震化率の目標設定	
・ 耐震改修普及促進のための指導、啓発の実施	
・ 市民を対象とした出前講座の開催や相談会の実施	

(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト*問題が差し迫って重要なことから、アスベストを有する建築物の所有者等によるアスベスト対策を推進する。

実施する施策	連携機関・団体
・ 建築物の所有者等に対するアスベスト対策の周知徹底	環境部局
・ 新築時、リフォーム時等におけるシックハウス対策の徹底	労働基準監督署

(4) 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用

既存建築物の情報については、建築基準法に基づく台帳のみでは現状を完全に把握することが困難のため、風営法や消防法など他法令を所管する関係部局・関係機関との連携により情報を共有しながら、既存建築ストック*の対応策の検討を図る。

特に既存不適格建築物について、所有者等がその危険性に対する認識が十分でないことから、法制度等の周知徹底等を行う。

実施する施策	連携機関・団体
・ 既存不適格建築物*に対応する法制度等の周知徹底	消防機関
・ 既存不適格建築物の現行基準への水準向上の必要性の周知	警察機関
・ 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知	建築士団体
・ 検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの有効活用	市保健所

(5) リノベーションにおける建築基準法手続き（法第12条第5項）の開始

近年、既存建築物のリノベーション*など、既存建築ストックの活用ニーズが高まっている、リノベーションする際、既存不適格建築物*であるのか、そもそも不適合建築物であるのかの判断をより容易にするため、手続きに必要な調査をする項目及び様式を定めて、新たに策定し令和4年4月1日に公開を行った。

- ・ 完了検査を受けていない良好な既存建築ストックの有効活用を進める。
- ・ 建築士の確認事項と建築主の認知事項が定まり、それぞれの責任において手続きを行うことで、リノベーションを円滑に進めることができる。

実施する施策	連携機関・団体
・ 新様式の策定	建築士事務所協会中央支部 建築士会前橋支部
・ 新様式に基づくリノベーションの推進	建設業協会前橋支部 建築構造設計事務所協会

(6) 保安上危険な建築物等に対する措置

管理が行き届いていない保安上危険な建築物等の所有者等に対して、空き家対策関係部局や消防機関と連携して建築物の維持保全対策の指導を行う。

実施する施策	連携機関・団体
・ 保安上危険な建築物等の所有者等に対する是正指導の実施	空き家利活用センター
・ 保安上危険な建築物等に係る情報収集及び連携	消防機関

C. 迅速・適確な事故対応及び消費者等への情報提供等

目標 5：事故・災害時の迅速かつ適確な対応

(1) 事故発生時における迅速かつ適確な対応

建物火災をはじめ、エレベーターや遊戯施設に係る事故も発生していることに鑑み、安全で安心なまちづくりを推進するため、事故発生時における情報共有や対応の連携について、「前橋建築防災安全対策連絡協議会※」の組織を活用して迅速かつ適確な事故対応を行う。

実施する施策	連携機関・団体
・ 事故発生時の迅速な対応を可能とするため、警察等の関係機関で組織する連絡協議会を活用した連携体制の構築	警察機関 消防機関 市保健所
・ 事故発生時における関係機関への連絡体制の整備	
・ 事故原因の調査、再発防止策等の検討及び国・県への情報提供	

(2) 災害発生時における迅速かつ適確な対応

大地震時や豪雨等により被災した地域において、建築物や宅地の危険度判定を行うことができる資格者を計画的に養成し、災害発生時の体制整備を行う。

実施する施策	連携機関・団体
・ 大地震時における被災建築物応急危険度判定士※の確保	建築士団体 建設業団体
・ 被災建築物応急危険度判定コーディネーター※の養成	
・ 被災宅地危険度判定士※の確保	
・ 訓練及び判定用資機材の事前準備	

目標 6：執行業務体制の整備

(1) 施策を遂行するための効果的な執行体制の整備

確認申請が指定確認検査機関でもできるようになり、本市への申請件数が減少したことにより、当課の技術者の審査経験が不足する傾向にある。また業務の多様化や職員数の削減により、技術力の伝承・人材教育にける時間が取れない問題もある。

これらの問題に対し、人材育成については教育プログラムを整備し、効率的かつ組織的に人材育成することが望まれる。また資格を取得しやすいよう組織としてのバックアップを図る。

実施する施策	連携機関・団体
・ 確認審査担当者の技術向上を図るための研修等への参加	
・ 一級建築士・建築基準適合判定資格者※を安定的に確保するための人材育成及び資格取得促進	

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

実施する施策	連携機関・団体
・ 関係機関との連携を前提とした建築行政職員の体制の整備（役割分担の明確化）	消防機関 警察機関 市保健所 消費生活センター等
・ 関係機関と連携するための緊急連絡網の整備	
・ 消費生活センター等が必要とする建築行政情報の提供	

(3) データベースの整備・活用

実施する施策	連携機関・団体
・ 建築関係台帳電子化の推進	建築行政支援団体
・ 指定道路図*及び都市計画、市道、水道等の建築関連情報窓口閲覧システムの整備	

目標 7 : 消費者への情報提供

(1) 消費者にわかりやすく、建築基準法に係る各種手続き等の周知と普及啓発を図る。

実施する施策	連携機関・団体
・ ホームページの充実、広報等による各種手続き等の周知	建築行政支援団体 消費生活センター 等
・ リーフレットの窓口配布、確認申請時の情報提供	
・ 窓口、電話での相談業務の継続	

■第4 達成目標

1：デジタル化の進展

(1) 窓口の利用件数

現在は、利用者が建築確認申請に必要な情報を、市役所の各部署を回って調査している現状がある。窓口建築情報閲覧システムを導入することで、利用者が必要な情報を1か所で取得することが可能になると共に、情報が取得することができる窓口を関係課に分散して、利用者の利便性を向上させるとともに、指導課の窓口利用者数を減少させる。

令和3年度（対応）実績	9,297 件
令和8年度（対応）目標	上記の50%

(2) 建築確認の電子申請割合

建築確認申請の電子化を促進するため電子申請システムを導入する。また、導入後、電子申請利用者数を把握しながら、未利用者に対し電子申請化を促す。

令和4年度実績	0%
令和8年度目標	20%

(3) オンライン窓口予約システムの利用率

オンライン窓口予約システムを使用する場合における電話予約や受付票記入の不要化など電子化を促進し、利用者の利便性を向上する。

令和4年度実績	0%
令和8年度目標	50%

(4) 窓口サービス対応に要する時間

窓口サービスに要する時間を、窓口閲覧システムの導入を進め、省力化を図る。

令和3年度実績	2037 時間
令和8年度目標	上記の50%

(5) 定期報告オンライン申請の利用率

定期報告対象となる建築物の全ての所有者等が定期報告を行うことを目指し、オンラインでの受付を促進するため電子申請システムを導入する。

令和4年度実績	0%
令和8年度目標	60%

(6) アンケート調査によるシステム利用者満足度

各種システムの利用者アンケートを実施し、満足度を把握することで、更なるシステムの利用促進や、利用者の意見を踏まえた改善等に繋げる。

令和4年度実績(満足度)	0%
令和8年度目標(満足度)	50%

2：既存建築物の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による安全性の確保

報告率の低い旅館・ホテルを重点的に全体の報告率向上を図る。

令和3年度実績 (旅館・ホテル)	41.0%
令和8年度目標 (旅館・ホテル)	70.0%

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

前橋市耐震促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化率の向上を図る。

住宅（戸建て、共同住宅）耐震化率

令和3年度	82.5%
令和8年度目標	95.0%

特定建築物耐震化率

令和3年度	90.6%
令和8年度目標	95.0%

耐震診断義務付け建築物耐震化率

令和3年度	52.4%
令和8年度目標	95.0%

市有施設耐震化率

令和3年度	96.1%
令和8年度目標	100.0%

4：事故・災害時の迅速かつ適確な対応

被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等の資格者を確保する。

市職員の被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の人数は、退職者分の補填を行い現状維持に努める。また、災害時は市職員の判定士だけでは迅速な対応が難しいことから、民間判定士との連携体制を構築する。

被災建築物応急危険度判定士

令和3年度	59名
令和8年度目標	60名

被災宅地危険度判定士

令和3年度	119名
令和8年度目標	120名

5：執行业務体制の整備

庁内の人材確保や関係機関・団体との連携可能な執行体制の整備、消費者関係団体との建築物の安全性の確保に向けた連携を強化する。

6：消費者への情報提供

市内の個々の建築物の建築情報について、地図上から検索できるようデータを整備し、建築計画概要書の検索時間の短縮を図る。また建築基準法に係る各種手続きについて、消費者にわかりやすく工夫し、ホームページ等を利用して情報提供を行う。

■第5 計画のフォローアップ

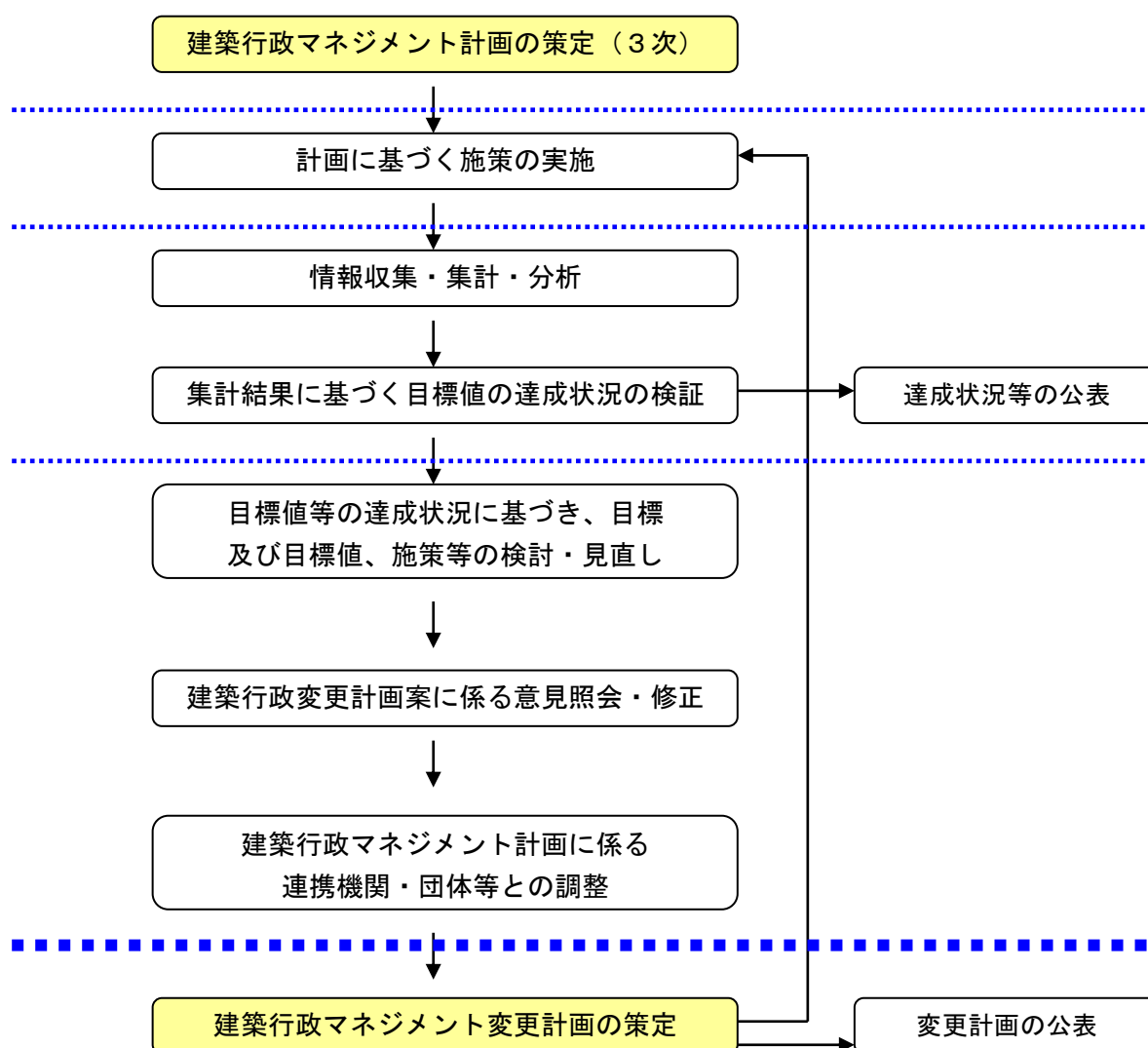
1. フォローアップの概要

本計画に基づく施策を実施し、建築物の安全性を安定的に確保していくためには、時々刻々と変化する社会情勢、予想し難い災害等に対応していく必要がある。また、関係法令や組織改革等から、本計画が適格性に欠けるものとなることも予想される。

本計画に掲げた目標の達成状況を確認したうえで、必要に応じて見直しを行うとともに改善を図る。

なお、本計画において定めた施策は、連携機関・団体等の協力のもとに推進されるものであり、計画の変更に当たっては同連携機関等と協議を行うこととする。

2. フォローアップの流れ



■ 参考

1. 偽装事件

平成 17 年 11 月に発覚した元建築士による耐震強度偽装事件をはじめ、複数の物件において、特定の建築士が関与した違法な構造設計によって建設された建築物の存在が報じられた。また、耐火材料の試験体の偽装や、必要な性能を有しない建材等が販売されるなど、故意による違法行為が連鎖的に発覚した。

○主な偽装事件

区分	事件の概要	公表日
耐震強度偽装事件	特定の建築士が偽装した構造計算書によって実際に建設された耐震強度不足の建物の存在について、国土交通省が公表	H17. 11. 17
耐火建材・建具の偽装	必要な耐火性能を有していない建材、樹脂サッシの存在について、国土交通省が公表	随時公表
一級建築士詐称	偽造免許証の写しによる非建築士の違法業務等について、国土交通省が公表	H24. 7. 11

2. 事件・事故

一部の建築物等において、維持管理の不備などから建材等が落下し、負傷者が発生した。また、自動回転ドアや防火シャッター、遊戯施設や昇降機の不具合等による死亡事故が相次ぎ、これらの危険性について注目が集まり、定期点検時の検査項目が見直される契機となった。

さらに、アスベストを取り扱う工場従業員及び周辺住民の健康被害が明らかとなり、アスベスト対策に関して国民的意識が高まった。

(1) 主な倒壊・落下事故

区分	事故の概要	発生日
飛散・落下事故	福岡県西方沖地震において、福岡県福岡市中央区内のビルのガラスが破損、落下し、数人が負傷	H17. 3. 20
	東京都新宿区内の雑居ビルの広告板が落下し、2 名が負傷	H19. 6. 19
	札幌市内で広告板が落下し、1 名が負傷	H27. 23. 15
天井崩落事故	十勝沖地震において、北海道釧路市内の空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が発生	H15. 9. 26
	宮城県沖地震において、仙台市内のスポーツ施設の天井が崩落し、多数が負傷	H17. 8. 16
	埼玉県飯能市内のスポーツ施設の屋内プールにおいて天井が崩落し、2 名が負傷	H17. 11. 24
	東日本大震災において、劇場、体育館、プール、工場、商業施設等の天井が落下し、全体で死者 5 名、負傷者 7 2 名	H23. 3. 11

(2) 主なシャッター・建具の事故

区分	事故の概要	発生日
防火シャッター事故	埼玉県所沢市内の小学校において、児童が防火シャッターに挟まれ負傷	H16. 6. 3
自動回転ドア事故	東京都港区内の複合商業施設において、男児が自動回転ドアに挟まれ死亡	H16. 3. 26

(3) 主な昇降機・遊戯施設の事故

区分	事故の概要	発生日
降機事故	東京都港区内の公共賃貸住宅に設置されたエレベーターにおいて、高校２年生の男子生徒が、扉が開いたまま上昇したエレベーターの床と乗降口の上枠の間に挟まれ死亡	H18. 6. 3
	東日本最震災とその余震により、仙台市と郡山市にある物販店のエスカレーターが落下。	H23. 3. 11 H23. 4. 7
遊戯施設の事故	東京都文京区の遊園地において、コースターに乗っていた乗客が座席から転落し死亡	H19. 5. 5
	軽井沢おもちゃ王国でジェットコースターに乗っていた乗客（男児）が座席から落下し重症	H24. 6. 17

(4) 主なアスベスト関連の事件等

区分	事件の概要	公表日等
アスベスト関連	アスベスト取扱い工場従業員及び同工場周辺住民の健康被害が新聞報道により判明	H17. 6. 29
	新潟県佐渡市の小学校において、アスベストの除去工事を行っていたところ、同工事現場からアスベストを含む粉塵が飛散し、児童・教職員らが暴露	H18. 6. 30

3. 建物火災

平成 13 年 9 月 1 日に発生した新宿区歌舞伎町雑居ビル火災をはじめ、商業施設や娯楽施設、老人施設などにおいて火災が発生し、多くの死傷者が出た。火災が発生した建築物には、建築基準法の違反や不適切な管理が行われていたものもあった。

○主な大火災

区分	火災の概要	発生日
ホテル火災	広島県福山市西桜町の 3 階建てホテルの 1 階から出火、全焼し 7 名死亡、3 名負傷	H24. 5. 13
	川崎市川崎区日進町の木造 2 階建(無届で 3F で使用)の簡易宿所から出火、隣接の簡易宿泊所にも延焼し、2 棟とも全焼。死者 10 名、負傷者 18 名	H27. 5. 17
雑居ビル火災	東京都新宿区歌舞伎町の 4 階建て雑居ビルの 3 階から出火、3 階・4 階部分を焼損し 44 名死亡、3 名負傷	H13. 9. 1
	東京都杉並区の商店街にある 5 階建て小規模雑居ビルの 2 階飲食店から出火、2 階部分を焼損し 4 名死亡、12 名が負傷	H21. 11. 22
物品販売店舗火災	埼玉県浦和市内の物品販売店舗(平屋建て)から出火、同店舗は全焼し 3 名死亡、8 名負傷	H16. 12. 13
個室型店舗火災	兵庫県宝塚市内の 2 階建てカラオケボックスの 1 階から出火、同店は半焼し 3 名死亡、5 名負傷	H19. 1. 20
	北海道札幌市すすきの地区にある 4 階建て風俗店ビルの 3 階から出火、部分焼し 3 名死亡	H20. 4. 28
	大阪府大阪市浪速区内の 7 階建てビルの 1 階個室ビデオ店の個室部分から出火、部分焼し 15 名死亡、10 名負傷	H20. 10. 1
病院・診療所	福岡市博多区住吉 5 丁目の 4 階建て整形外科医院の 1 階から出火、10 名死亡、5 名負傷	H25. 10. 11
	大阪市北区曽根崎新地一丁目のビル 4 階の心療内科で火災が発生、27 名死亡、1 名負傷	R3. 12. 17
老人・障害者・社会福祉施設火災	長崎県大村市内の平屋建て認知症高齢者グループホームで火災が発生、7 名死亡、2 名負傷	H18. 1. 8
	群馬県渋川市内の平屋建て社会福祉施設で火災が発生、10 名死亡、1 名負傷	H21. 3. 19
	北海道札幌市内の 2 階建て認知症高齢者グループホームで火災が発生、7 名死亡、2 名負傷	H22. 3. 13
温泉汲上施設爆発火災	東京都渋谷区内の温泉汲上施設兼従業員休憩施設(地下 1 階・地上 1 階)において、温泉水に含まれていた天然ガスによる爆発火災が発生、3 名死亡、8 名負傷	H19. 6. 19

4. 大地震

平成7年に発生した、阪神・淡路大震災では、多くの建物が倒壊したことによって多数の死傷者が発生し、都市直下型地震の脅威を目の当たりにした。それ以降も日本各地で地震が発生し、建築物の倒壊により多数の死傷者が出た。建築行政には、既存建築物の耐震化の促進や大地震に備えた危機管理体制の整備が求められた。

本市では、市内の建築物の耐震化の目標等を定めた「前橋市耐震改修促進計画」が既に策定され、大地震に備えた施策等が実施されている。

○主な大地震

地震名	地震の概要			
兵庫県南部地震	(阪神・淡路大震災)			
	発生日時	震源	地震の規模	震度
	平成7年 1月17日 5時46分	淡路島北部の深さ 約16km	マグニチュード 7.3	6~7
	被害：死者6,434名、行方不明3名、負傷者43,792名、住宅の全壊約10万5千棟、半壊約14万4千棟、一部破壊約39万棟			
新潟県中越地震	発生日時	震源	地震の規模	震度
	平成16年10月23日 17時56分	新潟県中越の深さ 約13km	マグニチュード 6.8	5強~7
	平成16年10月23日 18時11分	新潟県中越の深さ 約12km	マグニチュード 6.0	6弱~6強
	平成16年10月23日 18時34分	新潟県中越の深さ 約14km	マグニチュード 6.5	5強~6強
	平成16年10月23日 19時45分	新潟県中越の深さ 約12km	マグニチュード 5.7	5強~6弱
	平成16年10月27日 10時40分	新潟県中越の深さ 約12km	マグニチュード 6.1	5強~6弱
	被害：この地震により、死者46名、負傷者4,801名、住家全壊2,827棟、住家半壊12,746棟、住家一部破損101,509棟			
新潟県中越沖地震	発生日時	震源	地震の規模	震度
	平成19年7月16日 10時13分	新潟県上中越沖の 深さ17km	マグニチュード 6.8	5強~6強
	被害：この地震により、死者15名、負傷者2,345名、住家全壊1,319棟、住家半壊5,621棟、住家一部破損35,070棟			
東北地方太平洋沖地震	発生日時	震源	地震の規模	震度
	平成23年3月11日 14時46分	三陸沖から茨城県沖 の深さ10km	マグニチュード 9.0	7
	被害：この地震により、死者19,225名、行方不明者2,614名、負傷者6,219名、住家全壊127,830棟、住家半壊275,807棟、住家一部破損766,671棟 H27.3.1現在			

熊 本 県 熊 本 地 震	発生日時	震 源	地震の規模	震 度
	平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分	内 浦 湾 の 深 さ 11km	マグニチュード 6.5	7
	平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分	内 浦 湾 の 深 さ 12km	マグニチュード 7.3	7
	被 害：この地震により、死者 228 名、負傷者 2,753 名、住家全壊 8,697 棟、住家半壊 34,037 棟、住家一部破損 155,902 棟			
北 海 道 胆 振 東 部 地 震	発生日時	震 源	地震の規模	震 度
	平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分	新潟県上中越沖の 深さ 17km	マグニチュード 6.7	7
	被 害：この地震により、死者 42 名、負傷者 762 名、住家全壊 462 棟、住家半壊 1,570 棟、住家一部破損 12,600 棟			

(地震に関するデータについて参考とした文献：防災白書)

5. 違反建築物

違反建築物は、建築士などの専門家が関与せず法的な知識不足の中で発生するものと、専門家が関与しながら意図的に違法な工事を行う中で発生するものがあり、近年は、違反建築物は全体として減少傾向にある。一方で、危険性を伴う大規模な建築物において、違法行為が故意に行われるものが見受けられる。このような状況の下、違反建築物を取り締まる立場にある特定行政庁には、違反建築物の関係者に対し、適確かつ迅速な対応が求められている。

○主な違反事件

区分	事件の概要	発覚日等
建築基準法・ハートビル法*関係	全国的にホテルチェーンを展開する企業が運営するホテルにおいて、指定容積率を超える増築や車いす使用者用駐車施設、障害者用客室の撤去など、多数の物件で違反が判明	H18.1.27
避難・防火関係	群馬県渋川市の高齢者が入居する施設の火災がきっかけとなり、国土交通省より未届の有料老人ホームの立入検査の実施依頼が各都道府県あてに通知され、同点検の結果、建築基準法の防火・避難規定に違反する多くの施設が存在が判明	H21.5.28
用途規制関係	新聞報道がきっかけとなり、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の建築基準法の用途規制の適合状況に関する実態調査について、国土交通省より各都道府県あてに通知され、同調査の結果、用途規制に違反する多くの工場の存在が判明	H22.1.28

6. その他

- 欠陥住宅問題
- 放置された危険な廃屋問題
- 建築士の名義貸し、無断使用の問題
- 指定確認検査機関の確認検査員による確認審査ミス
- 既存建築物の耐震化率の低迷

7. 用語の解説

【指定確認検査機関】 P2

建築基準法に基づき、建築確認や検査などを行う機関として指定を受けた民間機関。当該機関に関する規定は、平成 10 年の建築基準法の改正によって創設され、平成 11 年から施行され。それまでは、公務員の建築主事※でなければ、確認事務等を行うことができなかった。

【特定行政庁】 P2

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。

【前橋市建築物安全安心計画】 P2

群馬県および県内各特定行政庁及び関係団体が、平成 10 年の建築基準法の改正の趣旨及び新制度に関する周知・啓発を行うとともに違反建築物に対する対策を充実させるため、目標を設定した上で各団体等の役割を示した計画。

前橋市では、同計画にある施策を平成 11 年度から 16 年度にかけて実施した。

【違反建築物】 P3

建築基準法またはこれに基づく命令もしくは条例の規定に違反して建築された建築物、または、いったん適法な状態で建築されながら、その後の増築等により違法な状態となった建築物。

【構造計算適合性判定】 P4

平成 17 年 11 月に発覚した、建築物の耐震強度偽装事件を受け、平成 19 年 6 月の建築基準法の改正によって創設された制度。一定の条件に該当するものは、建築主事等が確認申請書に添付された構造計算書を審査することに加え、知事又は指定構造計算適合性判定機関による審査（ピアチェック）を受けなければならない。この知事等が行う構造計算書の審査を構造計算適合性判定という。

【群馬県建築行政会議】 P4

平成 19 年 6 月の改正建築基準法の施行以降、建築確認の審査に長期間を要することとなったことから、群馬県では、県内の各特定行政庁及び民間の関係団体の協力のもと、建築確認審査の円滑化を図ることを目的として、平成 20 年 1 月に「群馬県建築確認円滑化対策連絡協議会」を設立した。

その後、引き続いて県内各特定行政庁及び民間確認検査機関により、平成 27 年 7 月に「群馬県建築行政議会」を設立した。

【建築主事】 P25

建築物、設備、工作物の確認に関する事務をつかさどらせるために、建築基準法第 77 条の 58 第 1 項の登録（建築基準適合判定資格者の登録）を受けた市町村又は都道府県の職員で、市町村の長又は都道府県知事から任命を受けた者。

【完了検査】 P5

建築物の工事が完了したときに、建築基準関係規定に適合しているかどうかを確認するための建築主事等の検査。同検査について建築基準法では、建築主に受検を義務付けている。

【中間検査】P8

工事中の建築物等が建築基準法で定める技術基準に適合するかどうか又は適正に工事監理が行われているかどうかなど、工事途中でなければ検査できない箇所を中心に、目視検査、計測検査、及び書類審査等によって検査する。

【定期報告】P6

建築物の適正な維持・保全状況を特定行政庁が確認することにより、建築物に関わる事故防止、避難・安全性を確保するため、建築基準法では、特定行政庁が指定する一定規模以上の建築物の所有者等は、定期に専門の技術者に調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。当該報告を「定期報告」と呼ぶ。

また、昇降機・遊戯施設についても、同様の報告が義務付けられている。

【耐震診断・改修】P7

耐震診断とは現行の構造基準が適用される前に建てられた建築物（昭和 56 年 6 月以前に確認をうけたもの）について、柱や壁量、変形能力、構造躯体の劣化状況等を調査し、耐震性能がどの程度あるかを評価すること。

また、耐震診断に基づき、補強が必要な箇所の検討・構造計算を行い、図面化することを耐震補強設計といい、当該図面に基づき実際に行われる工事を耐震改修という。

【特定建築物】P7

一定規模以上の多数の方が利用する施設（幼稚園・保育所、小・中学校等、老人ホーム、一般体育館、百貨店や事務所等）

【工事監理者】P10

設計図書と照合して、工事が設計図書のとおりに実施されているかどうかを確認する者。建築基準法では、一定規模以上の建築工事を行う場合は、当該規模に応じて適切な建築士を工事監理者として定めなければならないことを建築主に義務付けている。

【前橋建築防災安全対策連絡協議会】P15

安心で安全なまちづくりを推進するため、前橋市内にある不特定多数の者が使用し、又は利用する建築物の安全性を高め、火災その他の災害による被害を未然に防止することを目的として、警察署・保健所・消防局・建築指導課で組織された協議会。

【確認審査等の指針】P10

平成 19 年 6 月 20 日 国土交通省告示第 835 号

【工事監理者が決定していない確認申請に係る決定届出】P11

工事監理者が決定していないまま確認申請を確認処分とすることがある。この場合、工事着工前までに工事監理者が決定した旨（工事監理者決定の届出書）を、当該建築主事あてに提出する必要がある。

【工事監理者等の立ち会い】P11

建築主事等の検査時に、工事監理状況や施工状況を確認するにあたり、工事監理者（工事監理者が都合が悪い場合はその代理人）に現場の立ち会いを求める。

【違法設置昇降機】P12

工場や作業場に設置される簡易リフトやエレベーターで、建築基準法に基づく確認・検査を受けずに設置されたもの。最近、違法に設置されたエレベーターにおいて、死傷事故が多発している。

【アスベスト】 P14

アスベストは石綿とも呼ばれ、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）など、極めて細い繊維状ケイ酸塩鉱物で、多量に吸引した場合は、肺がん、中皮腫などの健康被害を生ずるおそれがある。

アスベストの特性として、不燃性、耐熱性、耐腐食性に優れているため、建築物の吹付アスベスト、折板屋根の裏打ち断熱材、煙突用断熱材、保温材、内装用ボードなどに多用された。

【既存不適格建築物】 P14

建築されたときは適法な建築物であっても、その後の法改正等によって現行基準に合わなくなった建築物（違法ではないが現行基準には適合していない）のこと。

耐震基準や防火・避難基準を満たさないなど危険性を有するものは、早期に改修し安全性を確保することが重要であり、増築等の工事に併せて現行基準に適合するように改修することが望ましい。

【リノベーション】 P14

空き事務所や住宅などを、店舗やホテルといった不特定多数の人が利用する用途にリニューアルすること

【既存建築ストック】 P14

過去に建築され、現在も存在している膨大な建築資産のこと

【被災建築物応急危険度判定士】 P15

地震等により被災した建築物が引き続き安全に使用できるかどうかを、あらかじめ定められた判定基準に基づいて判断する者。判断結果を各々の建築物に表示することにより、建築物の所有者、管理者並びに一般市民が、建築物に対する安全性を判断できる。

【応急危険度判定コーディネーター】 P15

被災建築物の応急危険度判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者。

【被災宅地危険度判定士】 P15

大地震や豪雨等により被災した地域において、被災した市町村又は都道府県の要請により、被災宅地の危険度判定を行う者。

前橋市では、土木・建築技術者等が、群馬県被災土地建物判定対策推進協議会などが実施する養成講習会を受講し、「被災宅地危険度判定士」として登録されている。

【建築基準適合判定資格者】 P15

一級建築士試験に合格した者で、かつ、建築行政等の業務について2年以上の経験を有する者に受検資格があり、建築基準適合判定資格者検定に合格し、同資格者として登録されると、特定行政庁においては建築主事（知事又は市町村の長から任命された者に限る。）として、指定確認検査機関においては確認検査員（当該機関から確認検査員として任命された者に限る。）として、確認・検査業務を行うことができる。

【指定道路図】 P16

平成19年の建築基準法施行規則の改正によって創設され、特定行政庁が、建築基準法第42条第1項第4号若しくは5号、第2項若しくは第4項又は同法第68条の7第1項の規定による指定をしたときに同庁が作成した当該指定道路に関する図面。

同図面については、特定行政庁が作成した場合に限り、建築基準法第93条の2の国土交通省令（第11条の4）で定める書類として、一般の方の閲覧が可能となる。前橋市では、平成21年度までの指定道路について策定済み。

【ハートビル法】P24

正式名を、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」といい、不特定多数の者が利用する建築物について高齢者等が利用しやすくするための措置を講ずることによって建築物の質の向上を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした。

同法は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されたのを機に移行した。



MAEBASHI SDGs

